

平成 28 年 3 月 1 日  
事 務 連 絡

各中小企業再生支援協議会統括責任者殿

中小企業庁事業環境部金融課

### 中小企業再生支援協議会における関係機関との連携促進について

中小企業の事業再生支援については、事業者それぞれの置かれた状況に合わせたものであると同時に、全国どこでも同じレベルの支援を受けられる体制を整備していくことが重要です。

昨年 12 月 22 日に閣議決定された「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、各協議会と地方公共団体等との情報共有の促進が明記されたことを踏まえ、各協議会におかれては、引き続き、下記の取り組みを一層進めていただくよう、お願い申し上げます。

#### 記

- ・各都道府県や地域金融機関、政府系金融機関、信用保証協会、商工会・商工会議所等の経済団体、税理士、公認会計士、弁護士、株式会社地域経済活性化支援機構、地方公共団体、財務局・経済産業局等が実施する経営改善支援との連携強化を図るため、協議会の全体会議やネットワーク会議などを活用し、互いの施策の状況等について情報共有を行うこと。
- ・情報共有にあたっては、協議会の取組状況や支援実績（窓口相談件数、計画策定支援完了件数、窓口相談企業に対する対応状況など）の説明、経営改善計画策定支援事業の P R などを行うこと。

#### <参考>

平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）抜粋

中小企業再生支援協議会が行う中小企業再生支援業務（127 条）については、都道府県の個別中小企業に係る経営改善支援との連携強化を図るため、地域の実情に応じて、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体との間で、中小企業支援ネットワーク会議等も活用しつつ、互いの施策や案件、当該協議会から関係支援機関への申し送り状況等の情報共有をより一層促進するよう、当該協議会に平成 27 年度中に通知する。

※詳しくは内閣府の地方分権改革に係る以下の H P をご参照ください。

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h27/index.html>